
第4章 方針の推進

1 県の推進体制

基本方針の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係部局相互の緊密な連携・協働の下に全庁的な取組を推進することとします。

なお、各部局は、基本方針の趣旨を十分に踏まえて、施策の実施に当たることとします。

2 国、市町村との連携

基本方針に基づく人権施策の推進を図るために、国や市町村との役割分担を踏まえつつ、密接な連携・協働の下に全庁的な取組を進めていきます。

特に県民にとって一番身近な行政機関である市町村において、地域の実情に即して行われる人権施策は、より大きな効果が期待されることから、情報の提供、事業の支援等、その連携・協働の強化に努めます。

3 民間団体との連携

人権問題が複雑化・多様化する中、基本方針に基づく人権施策を総合的に推進するために、民間団体との連携・協働に努めます。

特にNPO等は個別課題に柔軟に対応できるなど優れた特性をもっていることから、様々な要望に対応した人権施策を実施するためにNPO等の自主性や自発性を尊重しながら、その連携・協働に努めます。

4 施策の点検及び方針の見直し

基本方針の目標を達成するため、毎年度、基本方針に基づく施策の実施状況を点検・公表し、その結果を以後の施策に適正に反映させるように努めます。

また、今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や、国の状況及び社会情勢の変化等へ適切に対処するため、県民の人権に関する意識の状況を把握し、必要に応じて基本方針の見直しを行います。